

監察官	令和3年度業務監査実施計画（案）について	令和3年5月20日
<p><b>1. 趣旨</b></p> <p>「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、「令和3年度業務監査実施計画」（別添）を作成するもの。</p> <p><b>2. 主な内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 監査項目 カジノ管理委員会事務局職員の公正な職務遂行及び厳格な規律の確保のための取組状況</li><li>○ 監査対象部課等及び実施方法<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象部課等：カジノ管理委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室</li><li>・ 実施方法：各課室におけるヒアリング、関係資料等の確認等</li></ul></li><li>○ 監査実施時期 令和3年7月～令和3年12月</li></ul> <p><b>3. 今後の予定等</b></p> <p>今後、具体的な手順、監査日程等について調整等の上、順次監査を実施。監査結果について、本年度中に取りまとめ及びカジノ管理委員会への報告を予定。</p>		

## 令和3年度 業務監査実施計画（案）

令和3年〇月〇日  
カジノ管理委員会事務局監察官

「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、令和3年度業務監査実施計画を以下のとおり定める。

### 1 監査項目

カジノ管理委員会事務局職員の公正な職務遂行及び厳格な規律の確保のための取組状況

### 2 監査対象部課等及び実施方法

#### (1) 監査対象部課等

カジノ管理委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室

#### (2) 実施方法

監査対象各課室において、上記監査項目に関してヒアリングを実施するとともに、関係資料等の確認等を行う。

また、今後の関係法令等の適正な運用及びカジノ管理委員会事務局職員の意識の一層の向上に資するため、関係者との意見交換を行う。

### 3 監査実施時期

令和3年7月～令和3年12月

（具体的な監査日程については、各課室と個別に調整の上決定することとする。）

## カジノ管理委員会監察業務規程

〔令和2年1月23日〕  
〔カジノ管理委員会訓令第20号〕

### (目的)

第1条 この規程は、監察業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (監察業務を実施する者)

第2条 監察業務は、監察官、監察官補佐及び係長（以下「監察官等」という。）が実施する。

### (監察官等の権限)

第3条 監察官等は、監察業務の実施に当たっては、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 関係する職員に対し、文書又は口頭による説明を求めること。
- 二 関係する職員に対し、書類その他の物件を提出させること。
- 三 関係する部課等必要な場所に立ち入り、業務の実施状況、書類その他の物件について調査すること。

### (監察官等の責務等)

第4条 監察官等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 職務の遂行上知ることのできた情報、秘密を漏らさないこと。
  - 二 関係者の名誉又は信用を不当に害するような行為を行わないこと。
- 2 監察官等は、監察業務の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 厳正かつ公正・中立を旨とすること
  - 二 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実関係の把握に努めること。
  - 三 必要な限度を超えて職員の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

### (監察業務の種類)

第5条 監察業務の種類は、業務監査及び監察とする。

- 2 業務監査は、カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）の所掌に係る事務の運営・運用、実施の実態を調査し、その適正化、合理化・効率化を図るとともに、職務上の不適切な行為・処理等を防止することを目的として、実施計画に基づき

実施する。

- 3 監察は、職員による非違行為（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第1項各号に規定する行為をいう。以下同じ。）に関する事実関係を調査し、必要な場合は是正措置や再発防止等を行うことを目的として、常時、及び通報等により実施する。

（実施計画の作成）

第6条 監察官は、毎年度の業務監査の実施に当たっては、委員会の承認を得て、当該年度における実施計画を作成するものとする。

- 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 業務監査の対象となるべき項目
  - 二 業務監査の対象となるべき部課等名
  - 三 業務監査の実施時期

（是正措置等）

第7条 監察官は、業務監査の結果、業務の運営・運用の改善が必要であると認めるときは、関係する部課等の長に対し、当該事項の改善のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 2 監察官は、監察の結果、非違行為の事実があると認められるときは、関係する部課等の長に対し、速やかに是正措置、再発防止策等を講ずるよう求めるものとする。
- 3 前2項により措置等を講ずるよう求められた者は、これらについて遅滞なく措置等を講ずるとともに、その内容及び当該措置等に基づく改善結果を、監察官に報告することとする。

（結果の報告）

第8条 監察官は、業務監査の結果について、業務の運営・運用に関する改善策等を付して委員会に報告するものとする。

- 2 監察官は、監察の結果、非違行為の事実があると認められるときは、その旨、是正措置、懲戒処分等の内容を委員会に報告するものとする。

（監察官等に対する協力）

第9条 職員は、監察官等から説明、書類その他の物件の提出等を求められたときは、これに誠実に協力しなければならない。

- 2 各部課等の長は、部課等内に非違行為（その疑いがある場合も含む。）があると認めるときは、遅滞なく、その事実を監察官等に報告するものとする。

(補則)

第10条 監察官に事故があるときは、事務局長が指名する者が、監察官の職務を代理する。

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年1月10日から施行する。